

第 83 回 鎌倉市緑政審議会 会議録

日 時：令和 7 年（2025 年）7 月 31 日（木） 15 時～17 時 00 分

場 所：鎌倉市役所本庁舎 2 階 全員協議会室

出席委員：入江彰昭会長、押田佳子会長職務代理、岩田晴夫委員、植木陽子委員、表雅子委員、上村真由子委員（オンライン出席）、山内政敏委員、松行美帆子委員（オンライン出席）

事務局：古賀都市景観部長、田中都市景観部次長兼みどり公園課長、樋田都市景観課係長、永井まちづくり計画部次長、西澤企画課主事

入江会長：定刻となりましたので、第 83 回鎌倉市緑政審議会を開催いたします。委員の出席について、事務局から報告をお願いいたします。

田中次長：事務局を務めております、都市景観部次長兼ねましてみどり公園課長の田中です。よろしく申し上げます。まず、事務局からのお願いとしまして、ご発言の際、マイクの使用にご協力をお願いいたします。また、議事録作成のため IC レコーダで録音させていただきますので、ご承知おきください。続きまして、委員の出席について報告します。飯田委員、佐藤委員から欠席の連絡が入っており、上村委員、松行委員がオンラインにて出席されております。委員の過半数の出席がありますので、鎌倉市緑政審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、審議会が成立していることを報告いたします。なお、お手元にお配りしています事務局名簿の職員が出席しております。

入江会長：それでは次に、本日の次第と会議の公開の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

田中次長：お手元にお配りしている「次第」について、説明いたします。最初に「議題」として、会議の公開のほか、審議及び報告事項が 3 件ございます。続いて「2 その他報告事項」として 3 件を予定しております。

配付資料は資料 1 から 3 としています。

会議の公開については、「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に定めており、「鎌倉市情報公開条例」第 6 条に規定する個人情報等に該当する事項について審議等を行うとき、その他、会議を公開することによって、公正・円滑な審議等が著しく阻害されるおそれがあるなど、会議の目的が達成されないと認められるときを除いては公開するものとしています。

非公開とする場合は、その理由を明らかにした上で、会長が議題ごとに決定するものとし、また、会議中に非公開とする会議の範囲を変更する必要があると審議会が

判断した場合はこれに従うものとしています。

後日掲載する会議録及び会議資料の公開範囲にも関係してまいりますので、このことを踏まえ、次第の内容と会議の公開についてご確認いただきますようお願いいたします。

1 議題(1)会議の公開について

入江会長：本日の次第及び会議の公開について、事務局から説明がありました。「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、会議は公開することといたしますが、非公開とする会議の範囲がございましたらご意見等をお願いいたします。

(全員了承)

入江会長：それでは、会議を公開とし、この次第に沿って審議を進めさせていただきます。続きまして、傍聴者の確認についてです。事務局お願いします。

田中次長：7月1日号の市の広報及びホームページに記事を掲載したところ、1名の申込みがありました。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(全員了承)

入江会長：ご異議がないようでしたら、傍聴者の入室を許可することとします。

(傍聴者1名入室)

入江会長：傍聴者の方は、私語、審議会等に対する発言、写真撮影や録音はお控えください。また、その他お手元の注意事項についてご配慮をお願いいたします。会議に支障があると判断した場合は退室をお願いすることもありますので、ご了承ください。

1 議題(2)前回審議会会議録の確認

入江会長：それでは、次第の1、議題(2)、前回審議会の会議録の確認について、事務局からお願いします。

田中次長：前回会議録につきましては、資料1をご覧ください。前回の審議会終了後に、事務局から各委員に送付させていただき、ご確認をお願いいたしましたところ、各委員から、ご発言のあった箇所について文言修正のご指摘があり、ご指摘に沿って修正しております。内容のご確認をお願いいたします。

入江会長：前回の会議録につきましては、いかがでしょうか。

(意見なし)

入江会長：それでは、この資料により、前回審議会の会議録を確認し、確定といたします。続きまして、当日資料の追加について、事務局からお願いします。

田中次長：資料の提出につきまして、岩田委員からご発議がございました。鎌倉市緑政審議会規則第7条、「この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める」との規定に基づきまして、委員の皆様にお諮り

することとしたいと思います。会長、資料取り扱いの可否につきましてご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

入江会長：岩田委員からの資料のご提出があったとのこと。

鎌倉市内における外来種のリストで、おそらく今回の緑政実績に関わるどころの資料にも関係すると思いますこちらの資料につきまして、本審議会の資料として採択することについて委員の皆様にお諮りいたします。皆様、いかがでしょうか。

(全員了承)

入江会長：それでは、この資料を本審議会の資料といたします。それでは、議題の(3)「令和6年度緑政実績について」、事務局から説明をお願いします。

1 議題(3) 令和6年度緑政実績について(審議及び報告)

田中次長：議題(3)「令和6年度緑政実績について」報告します。資料2をご覧ください。

この「鎌倉市のみどり」は、緑の基本計画の施策展開の柱としている、「グリーン・マネジメント」の考え方に沿って、計画に基づく施策・事業に係る毎年の取り組み・成果をまとめて、本審議会に報告し、毎年公表しているものです。本書は、事業実績を市民に向け報告すること以外にも、計画の進行管理書としての性格を持ち、本書において、計画の実現に向けた目標の更新や施策内容・方針を修整し、今後の施策展開に反映させることとしています。今年度につきましても、(案)をまとめましたので、本日の審議会にて委員の皆様のご意見をいただいた上で、内容を確定し、広く公表していく予定です。

はじめに、お手元の黄色の冊子、緑の基本計画の94ページをご覧ください。鎌倉市では、緑の基本計画を実現する上で特に重要と考えるテーマをリーディング・プロジェクトとして設定し、目標と取組を定めてPDCAサイクルであるグリーン・マネジメントを実践することとしています。リーディング・プロジェクトとして設定した「緑の質の向上」、「緑のネットワークの形成」、「多様な連携と資源の利活用」の3つのテーマには、それぞれ計画指標を定め、緑の基本計画の100～101ページに掲載しています。これらの数値の動向を検証して、計画の実現に向けた施策へ反映すること、計画指標の数値を上向きに推移させることを目指すこと、としています。

昨年度、令和6年度の本審議会における審議をふまえ、これらの指標に対しては、市からの「コメント」を記載するとしました。後ほど説明しますが、指標に対する動向及び市のコメントについて、本日、委員の皆様からのご意見をいただき、必要に応じた修正を行います。また、いただいたご意見は、次回の計画や指標の見直しの際に参考としたいと思います。各事業の進捗等につきましても報告し、ご意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、内容について、担当係長から説明します。

後藤係長：引き続き、「鎌倉市のみどり」について説明いたします。

はじめに、本冊子の構成について説明します。資料 2「鎌倉市のみどり」、「目次」をご覧ください。本冊子は大きく二部構成としており、ローマ数字の「Ⅰ」が「緑の基本計画の概要」、「Ⅱ」が「計画推進の取り組みと実績」としております。本日は時間の都合もございますので、各部から主な部分を抜粋して説明いたします。

はじめに、ローマ数字「Ⅰ」の「緑の基本計画の概要」について説明いたします。この章は、令和 4 年に改定を行った鎌倉市緑の基本計画を基に掲載しています。別冊の「資料 2 抜粋」をご覧ください。冊子の 12 ページからの、計画指標に関する記載ページを抜粋したものです。

今年度に記載した箇所を赤字表記としています。この計画指標に対する市としてのコメントを記載しています。表では、各指標の令和 3 年度の実績を基準値とした動向、及びコメントに分け、記載しています。

はじめに、「1 緑の質の向上」に対する取り組みについて。

①市が平成 31 年に作成した「緑地維持管理計画」に沿った危険木の伐採等の本数を指標としています。令和 6 年度は 34 本となり、限られた予算の中で最大限の維持管理ができたが、気候変動による危険木の増加が懸念されるとしています。

コメントでは、市が所有する緑地の維持管理は、住民要望に対応しているほか、平成 31 年に策定した緑地維持管理計画に沿って、緑地の縁辺部のみ樹木の伐採や枝払いを実施しているが、計画改定の際には内部の枯損木の対応について検討するとしており、さらなる緑の質の向上を目指していきたいと考えています。

②民有緑地維持管理助成事業について。本事業は、民有地を対象に、土地所有者等が実施する、樹木の伐採や枝払いなどの維持管理作業に要した経費について、助成を行うものです。動向としては、ほぼ横ばいであるとし、コメントでは、事業の周知に努めることや森林環境譲与税などの財源を確保し、事業を進めていくこと、計画指標を伐採等の本数などへの変更を検討するなど、記載しています。

③緑地保全を進めたことによる二酸化炭素吸収源の確保については、歴史的風土特別保存地区など、地域制緑地の指定面積の合計に係数をかけ、CO2 吸収量として示しています。令和 6 年度は植木特別緑地保全地区を追加指定したため、令和 3 年から 5 年度と比較し、数値が増加しました。コメントでは、今後も緑の基本計画に候補地を示している特別緑地保全地区の指定を進めるとしています。

同じ資料 2 抜粋の、13 ページをご覧ください。

④公園・緑地の整備による二酸化炭素吸収源の確保について。動向は、算定の対象としている、風致公園、都市林等の面積は、令和 4 年以降の増加はありませんが、都市緑地である山崎・台峯緑地については、将来の区域拡大に向けて、引き続き整備を進めるとのコメントを記載しています。

続きまして、リーディング・プロジェクトの「2 緑のネットワークの形成」に対

する取り組みとして。

①緑地の保全が担保されている地域制緑地の指定について。動向は、令和 6 年度の、植木特別緑地保全地区、約 3 ヘクタールの都市計画決定により、面積が増加したことを記載しています。コメントでは、植木地区は既存の緑地と隣接していることから、緑のネットワーク形成に寄与していること、国際目標である 30By30 においては保護地域ともされる特別緑地保全地区の追加指定を、緑の基本計画に沿って進めることなどを記載しています。

②市民等が利用する、身近な公園等の整備について。動向は、新たな民間の開発事業に伴い、市に提供された街区公園が 2 か所増え、面積が増加しました。コメントとしては、街区公園整備については、市の事業ではなく民間の開発事業によるものがほとんどであること、提供公園が計画される場合は、市が事業者と協議をすることになるため、緑のネットワークの形成を考慮した指導を行うとしています。

同じ資料 2 抜粋の、14 ページに移りまして、

③まち並みの緑の奨励事業による民有地における接道部の緑化について。本事業は、市民等が実施する、建築敷地の道路に接する部分への緑化に対し、助成を行うものです。動向としては、令和 4 年度を除いては、延長、申請件数、共に、概ね、横ばいの傾向となっています。コメントでは、本制度の周知を、市民のみならず不動産業者など住宅の供給側に対しても図っていくこと、市街地緑化の施策に関して、他市の事例も参考としていくことなどを記載しています。

続きまして、リーディング・プロジェクトの「3 多様な連携と資源の利活用」に対する取り組みは、

①市民が主体となる緑の取組について、公園や街路樹愛護会、緑のレンジャー等による活動日数や人数を集計し、令和 6 年度は 6459 日、27,445 人となりました。動向は、令和 6 年度に創設した「緑地愛護会」の参加実績が追加となり、増加傾向を示した、としています。コメントでは、緑地の維持管理の担い手の担保や活動の支援を継続することを記載しています。

②都市公園の老朽化に対応した機能見直しや施設の更新については、令和 6 年度は 20 箇所を実施し、動向として、令和 4 年度以降、20 か所程度の更新を継続していると記載しています。コメントでは、昭和時代の大規模な住宅地造成などに伴って移管された街区公園を中心に、施設の老朽化が進んでおり、令和 3 年度までに把握された施設を令和 4 年度から更新していること、公園施設長寿命化計画に沿って効率的に施設の更新を進めること、遊具についてはニーズを把握しながら選定を行うこととしています。

15 ページに移りまして、参考とする指標として、市民意識調査結果を掲載しています。

この調査は、鎌倉市が社会情勢の変化を把握するとともに、行政評価の参考資料と

するため、毎年行うもので、18歳以上の2,000人を無作為抽出しアンケート調査を行うものです。みどりに関する項目として、「自然・自然的景観は保全されているか」という質問内容に対して、8割以上の方が「そう思う」と回答しており、今後もこの数値を維持できるよう事業を進めていきたいとのコメントとしています。

続きまして、同じページに、昨年の本審議会からの主なご意見を記載しています。本日、いただきますご意見につきましても、必要に応じて取りまとめ、追加記載してまいります。各年度にいただきましたご意見は、このように「鎌倉市のみどり」で集積していき、次回の基本計画の見直しや、指標の見直しの参考としてまいりたいと考えています。審議事項といたします、リーディング・プロジェクトの評価についての説明は以上です。続きまして、冊子に戻りまして、16ページをご覧ください。

緑地指定等の整備目標のページは、進展に応じて更新しており、「地域制緑地」については16ページの現況の欄、公園などの「施設緑地」については18ページの現況の欄に、令和6年度の実績を反映した数値を掲載しています。続いて、25ページ、ローマ数字「Ⅱ」「計画推進の取り組みと実績」は、令和6年度に進めた主な事業について、抜粋して説明いたします。

31ページをご覧ください。「特別緑地保全地区」については、植木地区の新たな都市計画決定を行いました。32ページの表をご覧ください。植木地区の追加により、本市の指定地は12地区、約52.4ヘクタールとなりました。

39ページをご覧ください。「(3)市独自の緑地保全等に係る制度等」について。先ほど「緑の質の向上」の計画指標となる取り組みとして報告した、「民有緑地維持管理助成事業」を始め、保存樹木・樹林制度、保全契約制度、樹林管理事業などにより、緑地の所有者に対する、維持管理への支援を行いました。

民有緑地への維持管理支援策の再構築については検討を進めてきており、複数ある制度を集約することとし、令和7年度から支援制度の一つである樹林管理事業を民有緑地維持管理助成事業へ移行しています。

続きまして、47ページ「(5)緑地の質の向上」をご覧ください。

管理不足により荒廃の恐れのある特別緑地保全地区の機能的・環境的な質を高めるための維持管理作業を実施しました。令和6年度は、新たに創設された国からの交付金事業も活用し、常盤山地区の竹林整備を実施しました。また、常盤山緑地の将来像を示し、管理の方針及び手法を市民及び市が共有しながら、将来像の実現を図ることを目的とした「常盤山特別緑地保全地区 保全管理計画」を公開し、この計画に沿って、市民ボランティア等との連携・協力を得ながら、維持管理作業を継続し、緑の質の向上を図っています。各作業エリアにおいて事業後のモニタリングの結果、植生の回復や野生鳥獣の利用の増加を確認しています。なお、73ペー

ジから、令和 6 年度の森づくり事業の概要報告を掲載していますので、合わせてご覧ください。

続きまして、50 ページからの「(6)都市公園等の整備」をご覧ください。街区公園において、施設の修繕や更新などを実施しました。

53 ページに移りまして、都市緑地では、山崎・台峯緑地の基本設計を、本審議会のご意見を聴きながら、策定を行いました。

続きまして、64 ページの「(13)緑化推進団体等の育成と連携」については、各ボランティア団体との連携や、66 ページに記載します緑のレンジャーの育成などを進めたほか、67 ページに記載する公園愛護会や街路樹愛護会に関して、市が所有する緑地における愛護活動を行う「市有緑地愛護会制度」を新たに創設し、22 か所での活動が行われました。68 ページの「(14)緑の知識の普及」、71 ページの「(15)緑に対する意識の高揚」については、「緑の学校講習会」、「緑のポスターコンクール」、「緑化まつり」などを実施しました。90 ページをご覧ください。流域を踏まえた地域別の主な取組と実績です。91 ページから、各地域別の取組実績を、「緑地の保全」「都市公園等の整備」「緑化の推進」「連携の推進」に分けて、記載しています。以上で報告を終わります。引き続き、12 ページから 14 ページの計画指標については、委員の皆様のご審議をいただき、それ以外の事業実績については、内容や進捗状況などについて、意見等を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

入江会長：ただいまの説明に対して、ご意見ご質問等をお伺いします。

表委員：12 ページから 14 ページについて、4 点あります。1 点目が、危険木のところです。

伐採本数、例えばその伐採の環境の改善の余地があったとか、方策への助言やモニタリングしたというような指標も、評価に入ってくると良いと思います。2 点目が、二酸化炭素の吸収量のところです。「緑の質を上げる」というところで、面積による計算ではなくて、維持管理によって、質を上げていくということも評価の一つに入れていただくと思います。

3 点目が、「市民が主体となる緑の取り組みを支援します」というところです。ボランティアの人数と日数が書かれていますが、維持管理をしている人の現場の作業の評価や、モニタリングの精度を上げていくような、維持管理を数値化して、それを実績としてこの「鎌倉市のみどり」に入れられるようになると、「緑の質の向上」というところでは分かりやすいと思います。最後に、アンケートのところです。「保全」という言葉は受け手によってかなり幅が広い言葉だと思うので、例えば、人の利用によって環境への影響がどれくらいあったか、生態系の変化が何年間でどれくらい見られると思うか、在来種の多様性に関する質問など、いくつかの質問に分けて、「保全」というものを質問の中で理解していただけるような内容にすると、この計画に反映できる結果になり得ると思います。

入江会長：4点ほどご意見をいただきました。最初はモニタリングに関して。本数による結果だけではなく、質が保てるように。面積だけではなくて、維持管理したことによってCO2の産出量が減らせないのかといったご意見等いただきました。また4点目は市民の活動について、活動した方々の参加者の声、あるいはその参加したときの業務を、どれだけ管理したかというようなことも出せたらいいのではないかとといったご意見。連携の取組みに関して、事務局の方でお答えできることはありますか。

田中次長：ご意見ありがとうございます。まず、伐採の本数以外の指標についてのご意見ですが、おっしゃるとおり、数値化するとなると本数に頼りがちになってしまうのですが、違う指標を示したいと、事務局側も考えています。この点については、皆様にご教示いただきながら、模索していこうと思います。

それから二酸化炭素吸収量についてですが、単純に敷地面積に係数を掛けているので、管理している面積というのは、極論を言うと敷地面積全てを管理しているという言い方もできるかもしれないですが、おそらく表委員がおっしゃっているのは単純に面積だけではなく、実際に人が手を掛けて管理している部分を数字で表すことはできないだろうかという話だと思いますので、この辺も模索・研究してまいりたいと考えております。それから、ボランティアの人数について、作業を数値化するというのは、定量的なやり方、伐採本数、時間、人数などを、掛け合わせるのか、足すのかなどして、うまく表現できるよう、他の市町村がどういった表現をしているかを調べてみたいと思います。

表委員：すみません。量を数値で表すのではなく、その後、維持管理がどういう結果になったのか、その後ちゃんとモニタリングされているのかという、緑の質の向上に繋がった維持管理なのかというところを見える化できると良い、という意味です。

田中次長：どれだけ手をかけたかというよりも、その後の結果がどうなったかというのを指標とすべきではないかということです。そうすると、手入れする前の段階のデータを、ある程度市が持ち合せていないといけなと思います。まず現段階で、ボランティアの方が沢山いらっしゃるのですが、現在のその状況を全て把握し、ボランティアでの作業が入った後に、どう改善されたか、というところまで見るとなると、かなり業務量が重くなってしまいます。例えば全てではなく、どこか一部を限定して、その箇所について、今年度はどう変わったかというのを見るなど、そういったことをやっていけるのかと思います。アンケートについては、実はこの記載している項目は、質問内容ではなく、質問結果を総評してここに記載しています。どう質問をしているかというのは、具体的な内容を次回示させていただきたいと思いません。

入江会長：最後のアンケートは、緑の基本計画について聞いているのではなく、市民アンケートのページから抜粋して持ってこられたそうです。それはどういったアンケー

トなのでしょうか。

後藤係長：鎌倉市が毎年度実施している、鎌倉市市民意識調査というものです。調査目的としては、第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の進捗に伴う効果を測ることを目的として、無作為抽出した鎌倉市民に対してアンケート調査を行うもので、内容については緑のみならず、鎌倉市民憲章の認知であるとか、平和都市宣言の認知とか、人権、生活環境、子育てなど、多岐にわたる項目を、現状で大体30から40問ぐらいあり、その中の一つの項目として、「自然、自然的景観が保全されているか」とあり、アンケート実施の際の細かな説明として、「鎌倉市は豊かな自然や自然的景観を大切に保全するとともに、市民がみどりとふれあえるまちだと思いますか。」という設問になっています。それに対して、「そう思う」、「どちらかというところ思う」、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」、無回答、と5種類に分けて集計する、直近の統計データを使っているものです。今後の市民意識調査の際にこの設問をさらに分割して、細かく盛り込んでいくのは難しいと思います。ただ、みどり公園課では、様々な市民と接する機会があり、その中で色々のご意見いただくこともありますので、機会を捉えて、市民がどのようなご意見をお持ちなのか、できる範囲でとなりますが集約していきたいと思っております。

入江会長：松行委員お願いいたします。

松行委員：(1)①の「災害リスクの高い危険木の伐採」について、令和5年が24本、令和6年が34本ということですが、これが増えた背景は何があるのでしょうか。以前から危険木が沢山あり順次対応していて、令和6年は頑張ったから34本できたのか、それとも令和6年は、例えば台風が多かった等により危険木が沢山発生したため34本になったのか。その背景を教えてください。もう一つが、(2)②の「公園等の整備」のところですが、鎌倉市では、今はほとんどが提供公園だというお話だったのですが、私が入っているまちづくり審議会委員での案件を見ますと、開発事業は、ブラウンフィールド、既に何か開発してあったところにまた再開発をする場合と、緑地、グリーンフィールドを開発する場合とがあり、両方出てきます。その中で、特に、グリーンフィールドに対して新たに開発して、提供公園を作っている場合、それを緑のネットワークの形成で、「公園整備事業が進捗している」と評価するのは、おかしいような気もしています。どうしても数値で評価していかねばいけないものですが、こういった開発に伴って、提供公園が提供されたのかというのも合わせて見ていく必要があると思いました。また、コメントのところに、「提供公園を受納する際は、緑のネットワークを考慮しながら指導していく。」とありますが、まちづくり審議会ですと、あまり緑のネットワークについては議論に出ません。どうしても、安全性やそのための動線などについての議論をしがちなのですが、緑のネットワークを考慮した開発事業者への指導というのは、みどり公園課の方で既に実施をされているというような理解でよろしいのでしょうか。

入江委員：1点目、危険木の伐採本数について、令和6年度は5年度に比べて10本ほどの本数が増えているということです。これは理由として何かありますでしょうか。

田中次長：伐採本数については、特に頑張ったから増えたという訳ではなく、令和6年度は、枯損木が多く、その対応が多かったということです。また、鎌倉には樹木の根が地下深くまで入ってないところがありますが、近年増えているゲリラ豪雨によって、それがずると倒されてしまう。そういった樹木への対応が多かったと感じているところです。令和6年度も今年度も、いくつか枯損木の対応をしていますが、枯損木に限らず生きている樹木でも、鎌倉特有の、表土が薄く、泥岩の上に30cm程度の腐葉土が溜まった上に木が生えているような場所では、生きている木でもすぐ倒れてしまう。そのような樹木への対応で、令和6年度は本数が増えました。もう一つの提供公園についてのご質問については、おっしゃるとおり、「緑のネットワークを考慮して」と、資料2のコメントに書いていますが、市民の方からは、「ここに公園を置くよりも、こちらの方が視認性が良くなるから、こっちに配置してくれ」という話の方が、強く要望があります。緑のネットワークまで考慮した指導は、なかなかできていないというのが正直なところです。もう一つは、提供公園は開発事業条例の中での規定によって、民間企業の方からご提供いただくものですが、緑のネットワークを構築するまでの大きな開発事業というのは、深沢地区の市街地開発事業ではありますけれども、今は、どちらかというところんまりとした小さい街区公園を作ることが多いため、緑のネットワークまで考慮して配置するというのは、誘導できていないのが正直なところです。おっしゃるとおり、どちらかというところと安全性を考慮したような場所を、我々としては認めている状況です。

永井次長：まちづくり計画部の永井です。追加の説明をいたします。次長の田中から説明のあったとおり、みどり公園課で開発事業の協議をする際は、安全性のような視点もあると思います。松行先生もご存知のとおり、まちづくり審議会の議論をするときは、まちづくり計画部が事務局として、都市マスタープランや緑の基本計画を全部参照いただきながら、委員に議論をしていただき、それを踏まえて、助言指導書の案を作成しています。開発事業が一度にそろって起こるわけではないので、事業者による提供公園の整備が主である現状では、市域の中での街区公園のふさわしい配置をしていくことは難しいですが、一つの開発エリアの中での公園の位置というのがどこにあることがふさわしいのかということは、一定のことを考えながら事務を行っています。緑の基本計画のネットワークの考え方や、緑のネットワークという言葉自体が、すごく難しいのですけれども、公園だけではなく、開発事業が起こったときの緑化の考え方、接道の緑化や、敷地内の緑化の考え方なども踏まえて、できる限り緑が連続していくようにという考え方で助言指導をしています。その助言指導に基づいて、開発事業条例に基づく手続きの中で、みどり公園課で実

際の協議をしていくという流れになっています。一応、ロジックとして緑のネットワークについては、まちづくり計画部の立場で言うと、決して意識してないわけはありませんが、先ほど次長の田中が申し上げたように、どうしても安全性のことを考えると、その全てが実現できているわけではないということになると思います。

入江委員：松行先生よろしいでしょうか。次に上村委員よろしくお願いします。

上村委員：先ほどの(1)の①のところで、背景について伺おうと思っていましたが、先に質問があったため、背景が分かりました。今度は、この動向の2行目、「令和6年度は例年以上の対応を図ることが出来た」というところの文章が、その間サービスの対応が必要になってそれに合わせて、対応することができたということだと思われるので、「図ることが出来た」というところをもう少し詳細に書かれた方が、例えば、「予算がついて、手入を多くすることができた」とか。これだけでは、色々な受け取り方ができてしまうと思いましたので。詳細を記載するとよいと思います。

田中次長：対応できた理由については、次回、記入できるようにしたいと思います。

植木委員：(1)の①の危険木の箇所について、令和5年の24本など、これで充分であったわけではないと思います。「限られた予算の中では」と書いてありますし。令和5年の24本、令和6年の34本というのは、詳細は確認することは難しいと思いますが、対応しなければならない本数のうち、どれだけの割合に対応できたのか。「24本」とだけ見ると、「これで大体は大丈夫だったのだろう。令和6年度は台風もあったから増えたのか。」とか、おそらく、市民目線で見た場合はそれぐらいの感覚にしかならないと思います。この本数が、概ねでもいいので、対応しなければいけない本数のうち、どれぐらいの割合に対応できたのかが分かると、本数の推移よりもイメージが湧きやすいと感じました。

入江会長：順次、やれるところから対応しているのだと思うのですが、今の平均の必要本数に関して、事務局からお答えいただけるのであればお願いいたします。

田中次長：ベースを、例えば、要望件数があった本数として、そのうち対応できた本数といった形にすれば、どのように市の対応ができているのかが、より分かりやすいかと思えます。ただ、正直これは、要望を受けた本数の全てに対応できている訳ではありません。また、要望を受けた箇所以外にも、本来対応しなければならない場所、本数もあるはずですが、それを把握することができていないという事実もあります。ですから、本数の部分については、当然直さなければいけないなというのと、その要望を受けた集計の仕方については、見直す方向で現在進めておりますので、時間をいただければと思います。

入江会長：よろしいでしょうか？はい。それでは、押田委員お願いします。

押田委員：気になったのは、12 ページの①②、先ほどから皆さんからのご質問に出ている

ことに加えて①について。もう既にご指摘されていますが、ここでいう令和 3 年度に 19 本から令和 6 年度に 34 本程度という結果になっていて、やはり数字、本数だけでは動向やコメントなど言い表せない。例えばどういったものを優先的に、かつ、どう対応したのか。例えば、場所によっては危険木が数本ひとかたまりに生えている事例もありますし。何かその辺の詳細があるといいと思ったのが一つ目です。同様にこの二つ目の民有緑地維持管理助成事業の方も、申請件数は横ばいで、面積は 22 ヘクタールと減っているというのも分かりづらいです。実際に、この申請がどう出ているのかが、すぐに分からないところがあるので、配慮をいただきたいと思います。これがまず 1 点目です。2 点目は 14 ページの「③まち並みのみどりの奨励事業により、民有地の緑化を支援します」のところの実績値が、初年度の 77.4m、令和 6 年度が 78.96m で、申請件数は 8 件、2 件、9 件、9 件となっていますけど、その申請しているのは毎年違う場所で、違う主体なのか。あるいは、継続しているものなのか、常に新規で出ているのかについて、教えていただけてよろしいですか。

田中次長：先ほどの質問にもありましたが、まず①の本数、伐採の本数については、確かに、これだけだとその背景が全然分からないというご指摘かと思しますので、表現の仕方についてはまた検討させていただきたいと思います。対象を 1 本と数える中でも、幹周が 10cm なのか 50cm なのか、あるいはもっと大きなものなのか。それから、おっしゃるとおり、集まって生えているものの 19 本のうち 10 本やるのと、1 本 1 本違う場所で 19 本やったのでは、だいぶ評価の仕方が変わってしまう、コメントの仕方が変わってくるかと思しますので、そこについては表現の仕方を考えていきたいと思います。

後藤係長：まち並みのみどりの奨励事業につきましては、植栽を新設される方は、現時点では主に戸建ての住宅地に対して新規に植栽の工事を行われる方です。掲載したデータは単年度ごとの数値です。このため、単年度あたり接道緑化が増えた量、この制度を使って増やした接道緑化の延長が、令和 6 年の場合は 78.96m、という理解をしていただければと思います。

押田委員：この場合、戸建てが主であるとの事で、集合住宅はあまりないという認識でよろしいですか。

後藤係長：集合住宅の植栽も助成の対象とはなりうるのですが、現状では、申請は戸建ての住宅がほとんどです。

押田委員：実績値として数量と申請件数が書かれていると、どのような所で出てきた数値なのかが分からなかった。戸建てが多い、など予備情報があるといいと思いました。この下の方の文章に、不動産業者や施工業者への周知を図るとあり、おそらく戸建てを建てる際に施主に説明する機会があると思います。せっかくいい制度だと思いますので、表記に合わせて周知いただくと分かりやすいと思います。

岩田委員：沢山あるのですが、まず根本的な話をしたいと思います。皆さんの意見を聞いて、事務局が困っている部分が見えてきました。その辺は、先に助言というか提案をさせていただきます。まず一番集中していたのは12ページの①のところですけども、私はこの数値はあまり重視していません。どのような評価の仕方とか表現の仕方ができるかが、一番、事務局が困っているところだと思いますが、例えば、危険木を優先的に処理されているんですけど、その際には、危険度を見るべきだと思うのです。危険度をきちっと整理して、それを評価に加える。処理した樹木の値は容積を求めていくとか、あるいは太さでもいいです。それが全然出てきていないのが一つ問題かもしれない。その後の効果っていうのもっとアピールすべきであって、危険度によりますけども、まず工法の選択がかなり工夫されているはず。色々な、その除伐の仕方があります。それから法面がどのくらい急峻かとか、環境によっても工法は変わってきます。当然、その後もケアが必要になってきますので、それらを含めて、やはりどのような工夫をしているかをポイントに加えられるといいという気がします。コメントの仕方も、関係者が見れば大体わかるんですけども、もう少し、一般市民の方にも理解していただくようにするのであれば、もう少し演出するとまではしなくてもいいけど、分かりやすいような表現を工夫していただく方がいいという気がします。それから、最初の表委員のご質問だったと思いますけども、会長の方からペンディングの回答がありましたが、特にボランティアの活動の関係では、今回の資料の中で、事務局が最後の72ページ以降の説明を省略されましたが、常盤山での市民の身近な森づくり事業の報告書が載っています。この報告書の中で、例えばみどりの質の向上に関する部分は、かなり、具体性があまり無くなっている。緑の質の向上に関わる具体的な例はほとんど載っていません。最後のこの部分だけ、学術的にレベルが高くなっているのですが、ここに色々鎌倉市がやっている具体的な試みが、細かく紹介されている。これが一つの大きなポイントになるはず。事務局の説明でも、最後の方はスキップしているので、誰も見てくれないのかもしれませんが。この中で、色々なことが分かってきます。例えば、一番重要なのは、現地でボランティア作業される場合に、作業の前と後を、自分たちで自己評価をきちっとモニタリングする。これが基本です。これをまず徹底させる。評価の仕方は色々考えなきゃいけないけど。もう一つは、常盤山で色々なことをやっていますので、それをある程度モデル化して、「こういう管理の仕方をするとこうなる」というのを、一連の流れを少しモデル化して作って、その流れの中でパターン化して、それぞれの活動に反映してもらうような、そういう流れがいいかもしれません。まだ、なかなか具体的に私も思いつきませんが、担当者が優秀で色々な試みをやっていますので、利用されるといいと思う。私の話が長くなってすいません。今回、「鎌倉市のみどり」では、表紙もだいぶ工夫されて、一般の市民も見てくださるような形を、工夫しているという気がします。

この「鎌倉市のみどり」は、当初、緑の基本計画を策定したときに、良いことだけを言っても実践されないと困るので、実績という形で白書的な要素を盛り込むことを重視して、実績を発表しています。その頃と比べると非常に完成度も高くなっています。内容も充実していますし、非常によく思っています。けれど、それだけで我々が満足してしまうと、緑政審議会の意味がないので、更なるステップアップをするにはどうしたらいいか提言しなくてははいけない。例えば、資料2の抜粋で出されたところで、どのページでもいいですけども、動向とコメントがあります。まず、基本的に評価の部分がまだ甘いと思います。現状の説明もそうなのですけども、一応、どこまでできたかということについて、書いてある。例えば、47 ページを見ると、緑の質の向上がありますけども、内容と方針があって、実績が出るところが抜けている部分です。現場でやっていたらわかるんですけど、できたところよりも、できなかったところの方が頭の中に残ります。ですから、今後の課題が何なのか、きちんと整理されないと、次のステップに進めない。それは、今後、頭の中に残していただきたい。ここに書くか書かないかは別です。前にもお話していると思いますけど、内部資料でいいから、課題はきちんと整理しておいて、次のステップアップに繋げていただくことをお願いしたいと思います。もう一つの問題ですが、どのように評価をするのかは、最初の頃からずっと課題になっています。「モニタリング」と「評価」は永遠の課題だと思うんですけど、これはどこかで頑張るって、特に今、常盤山で頑張ってくれているから、そこをスタート台にして、一つの手法を編み出すしかないと思います。山内委員の活動は、非常に熱心にやっていたらっしゃるから、協力いただいて、モデル事業としてはいかがでしょうか。協力していただければ良いと思います。一番丁寧な仕事をしてくださっていますから。山内委員のところできなかつたら、他は絶対できないと思います。また、「鎌倉市のみどり」の中でも、あるいは「鎌倉市緑の基本計画」の改定時にもいくつか問題がありましたけれども、時間の制限があり、十分にできなかった部分があります。その中で、本来、私がきちんと整理しておくべきだったのですが、言葉だけが1人遊びしているような気がしています。まず、一つは「緑の質の向上」。これは私が提案して入れてもらったのですが、緑政審議会ができたときに、鎌倉市内で色々な開発事業が計画されており、保全しなくてははいけない緑地がたくさんありました。なんとかそれを、保全を法的に担保することを最優先として動いていました。それがある程度整って、先が見えてきたので、その段階で緑の質の向上という言葉を入れました。これはなぜかという、せつかく法的に保全を担保したところが、例えば外来種が増えてしまったりとか、あるいはボランティアの維持管理の仕方が適正ではなくて、実際に緑の質が低下してしまう。緑の質が低下するということは、市民や国民の共有財産ですので、その価値が目減りしてしまうと思います。非常に大問題です。その意味で、緑の質の向上を図ろうということになったのですが、

その「緑の質」の意味を、どうもこの報告書の内容を見ていると、樹林管理のレベルで留まってしまっている。当然、樹林の管理も基本なのですが、さらに、ツーステップくらい上のことを、我々は考えています。樹林を適正に管理すれば、当然林床も良くなってきます。林床を評価しないといけない。そこを利用する鳥獣も増えてきたり、小動物が増えてきたり、生物多様性の保全が図れてくる。そこまで考えてみどりの質の向上と言っているのです、みどり公園課の職員はそこを理解して、今後でも取り組んでいただけるとありがたいと思います。それから、緑のネットワークもそうなのですが、多分、緑地の連続性さえ保っていれば良いという発想で留まっているのではないかと思います。以前、私が緑のネットワークについて石川元審議会委員と相談していたのですが、次元がいくつかあります。最初、自然環境調査をしたときに、イタチの雄のテリトリーが 5ha だったので 5ha を単位で考えたのですがそれ、その調査をしていて色々分かったのは、最初の設定の単位は何とすべきかと考えて、水生昆虫の生息を基準としました。水生昆虫は谷戸から尾根を超えられない。だから谷戸ごとに、小さなミニ生態系が形成されている。その意味で、種の地域性という言葉は私が作りました。谷戸ごとの種の地域性を保全すれば、それさえ守られていれば、ネットワークも緑の質の向上も図れるだろう、そのような発想だったのです。これはもう環境省が考えるより、遙か先の事を考えて言っているのです。緑のネットワークで言っているのは、種の地域性の保全という意味で、一つの小さな谷戸の中、鎌倉の特性である谷戸の中の自然環境、生態系を守ることが一つ。その中で環境の要素がたくさんあります。これはハビタットの詳細をまとめていますので、見ていただければと思います。それから、谷戸と谷戸との連続性。そうすると谷戸底だけでなく、稜線も必要となる。それらの連続性やネットワークをどのようにして評価するのか、となると、多分、誰も分かっていないと思います。実は、この調査は私も過去に 2 回しかやっていません。一つは永井課長から依頼されて、梶原五丁目地区の保全を図るために、自然環境調査をしました。ところが、1ha 程度の狭いところですので、その緑の重要性はアピールしにくい。それで、緑のネットワーク、連続性を重視して、源氏山公園や葛原ヶ丘の鳥の動き、あるいは周りの獣類の動線、それらの解析で緑のネットワークを評価した。それからあんまりここで話できない、もう一つの例としては、腰越小学校の西側に旧福沢論吉邸がありましたけども、そこが開発される関係で、内々で私の方に相談があって、その自然環境調査をした際に、やはり緑のネットワーク、本格的な調査をしたかと思います。そこでは周辺を移動する鳥や獣を全て調べました。無線機を使ったりして、夜間もずっと調査していました。その 2 例しか無いので、緑のネットワークは、先ほど言ったように、谷戸が単位、複数の谷戸がまた連なって、稜線もあるし。さらに大きなネットワークとして考えているのは、実は水系だった。ですから石川委員が各水系の資料を作ってくださいました。現在、水系ごと、例えば柏尾川だ

と右岸や左岸とに分けていますが、そのレベルでも考えているし、そうすると、緑が繋がっているだけじゃ駄目で、水が流れているから、エネルギーも流れていますし、物質も循環しています。その色々な流れを考えて、緑のネットワークとっています。多分、みどり担当はそこまで理解できないので分からないと思うのですが、基本はそのようなことまで考えて、最終的には、人も動物も自然を構成する色々なものも、豊かな自然環境の中で生活できることを目指している。今言ったのは、種の地域性、種の緑のネットワークの話で、みどり質の向上なのですが、緑の質の向上に関しては、私がもう少し具体的に文章や資料を作って、載せるような形にしないと駄目だと思っています。私がやらなくてはいけないのですけれども、緑の基本計画が、次回、改定される際には、ぜひ載せていただければと思います。私ができていないのが一番問題なので、申し訳ないのですが、参考にしてください。

入江委員：岩田委員のお話の中にもありましたが、常盤山緑地や山内委員が活動されている中で、そういったことの評価で、一つのモデル事業とできないかというお話もありました。もし、実際に現場で活動されている中で、そういったことに対するご意見がございましたらお願いします。

山内委員：岩田委員がおっしゃられるとおりで、私は、常盤山での活動をしています。前から審議会で議論いただいているとおり、市の指導があってこそ活動ができているというか、目標に向かって活動できていて、私達だけでは、どの方向に向かって活動していったらいいのか、タケはただ単に切ればいいのかなど、迷います。やはり鎌倉市全体の緑をどうしていきたいのか、このエリアはどうしていくのかということを読み取っていただきたい、というのが本音のところなんです。先ほどから岩田委員もおっしゃられたように、緑の保全はもうできたので、これからは質の話になってくると思っていますが、市民目線の指標の評価は難しいということを感じていたところです。市民目線からいくと、私は最近、20年前に引っ越してきたのですが、サクラが枯れてそのままになっているところがあります。サクラを段葛のように植え替えていくとか、そのような計画も作っていかないといけないのではないかと。20年前にサクラの名所だったところが、今やサクラが枯れてしまい、人が全然集まらないというのは非常に寂しいことなので、指標とは違うかもしれませんが、そのようなことも何か緑政審議会で考えていくべきことなのではないかと思っています。また、竹林整備をしていますが、鎌倉市全体で竹林をどうしていくのか方向性を示していかないと、全体的に質が向上していかないかと思っています。以上です。

入江会長：ありがとうございます。岩田委員からもご意見をいただきましたが、これまで緑を守ってきた政策から、それをどうマネジメントしていくかという時代に入っています。緑の質や緑のネットワークなど、リーディング・プロジェクトの中の事業

の評価を、どう続けていくかという話と思っています。今の山内委員からのお話も含め、少し私の方からも質問をします。国の方での令和 6 年度の都市緑地法の改正で、緑地の機能維持増進事業が始まったと思います。その機能維持増進地事業を活用して、モデル事業的に常盤山緑地を対象地として維持管理を始めている。例えば先ほどの CO2 の固定に対して、ただ単に地域制緑地になった面積をプラスしていただけじゃなくて、実際に機能維持増進事業によって維持管理作業をやった面積が増えていくことによって緑の質の向上になっていくでしょう。その維持管理した面積を出せるのでしょうか。また、緑地の機能維持増進事業というのは、常盤山特別緑地保全地区だけで行われているのか、そのあたりの状況を、事務局から教えていただきたい。

後藤係長：都市緑地法改正によって国庫補助のメニューが増え、機能維持増進事業ということで補助が受けられるということになりました。令和 6 年度は常盤山特別緑地保全地区における身近な森づくり事業にだけ補助金を充てて実施したところですが、こちらに関しましては業者への委託事業になりますので、例えば、竹林整備を行った面積などは数値として出せるものです。

入江会長：それでは、この辺りも場合によっては、単純に面積を増やしたというだけではなく、維持管理している面積も長期モニタリングできているところですね。毎年毎年これぐらいの面積を維持管理していますっていうイメージで発生するっていう、常盤山緑地の全部をやっているわけではないと思いますが、ある場所だけを管理されている。

後藤係長：実際は、常盤山緑地全体が大体 20 ヘクタール程ありますので、毎年、全域を定期的に手入れするというのはかなり難しい状況ではあります。このため、全域ではなく一部についての手入れ作業を継続して実施しています。こちらは、その指標としては、12 ページの③の「緑地を保全することにより、二酸化炭素吸収量を確保します」との項目に、手入れをされていない部分も含めて特別緑地保全地区全体の面積が計上されています。

入江会長：③は残しておいて全然構わないのですが。要は、今後の検討課題、コメントの中で言いたいことは、いわゆる質を上げていくことに対して、単に特別緑地保全地区の面積だけではなくて、維持管理している面積を加えていくようなこともできるのではないかと考えています。そこはどのようなのでしょうか。

田中次長：はい。先生がおっしゃっているのは、ここは今、今は現時点の面積にして係数を掛けているだけだが、せつかく常盤山を始め、維持管理業務を市がやっているのだから、それもプラス評価にできるのではないかとのご提案だと思います。そのプラスの評価をするやり方を、よく整理できていないので、そこは今後、勉強していきたい。単純にこの係数を掛けた数字を表現するだけでなく、実際に今、せつかく常盤山で試験的にやっているような数字があるのだから、それも少し加味でき

るように検討していきたいと思います。

入江会長：もう一点は、今、山内委員から市民ボランティアではノウハウが分からないとの話が出ました。関連して、令和6年の都市緑地法の改正では、地方公共団体の緑地保全等の取組を支援する公益団体を、国が都市型緑化支援機構として指定できることになったと思います。鎌倉市ではそのような都市型支援機構として指定できるようなNPO、もしくは市民団体あるいは公益法人があるのか、もしくは今後の可能性としてはどうなのでしょう。

永井次長：都市緑化支援機構については、国が指定するといった制度であると思います。このため、鎌倉市内に指定できる団体があるのかということについては、鎌倉市役所として明確な判断がつかないというのが答えになります。具体的な回答はなかなか難しいのですが、国の方では（一財）公園財団や（公財）都市緑化機構など、そのようなところを考えて公募しているのではないかと考えています。その中で、さきほどからの話題で、みどり公園課の説明に補足しますと、特別緑地保全地区の機能増進については、国の取組みの中で、緑地の機能維持増進事業と称されて、それをどんどん面積を広げるとか、その効果を測定するとかあるのですけれども、実際、国庫補助の対象となっているのは地域制緑地の特別緑地保全地区は、ほとんどが民有地です。そうすると、そこを継続的に市の方で維持管理していくことはすごく難しく、先ほどから田中、後藤が苦しんで答弁しているとおり、特別緑地保全地区の一部である市有地でのみ、取組みを進めることになると思います。そうすると、維持管理の面積は出せるものの、それがどんどん広がっていくかということ、市有地の面積は限られているため、その中で、先ほど岩田委員の方からありましたけれども、適正整備事業や森づくり事業で効果を上げてきた結果について、どのように評価するのかは、宿題になるのではないかと思います。

入江会長：私の方の認識の間違があるかもしれませんが、市民の森づくり事業については、先ほど説明があった委託業者に作業内容の提示をされていることについて、委託業者の方々は、それなりのノウハウを持って管理をされていると思います。業者の方と、あるいは山内委員がやられている市民団体と連携して、何かやれるような仕組みは、今はなくても今後何かそういったことをやっていけないかと思います。いかがでしょうか。

後藤係長：現状、常盤山で実施した森づくり事業は、委託事業者を入れていると先ほど申し上げました。一般的に造園業者になりますが、事業者には一定の仕様書を提示して、例えばこのエリアで竹を何本伐採するとか、図面等で指示しているので、事業者がフリーにプランニングして維持管理をするというのではなく、あくまでも市から指示して維持管理をさせている。指示する内容は市の方で仕様書を作成し、委託業務として契約をして履行するというやり方です。そうなりますと委託事業者としては仕様書に基づき一律に作業を行いますので、きめの細かい維持管理作業と

いうのはなかなかお願いでき辛いものではありません。細かな、例えば希少種があるようなところはそれを避けて、かつ必要な竹林の手入れをしてくださいというところは、ボランティア団体の方をお願いをして、作業をしていただいています。造園業者とボランティア団体が、何か連携をして作業するというよりは、市が間に入り、必要に応じてボランティアをお願いする作業、造園業者をお願いする作業を、それぞれの特性に合わせて発注したり、お願いしたり、そのように市の方でコントロールしています。現状ではそれが一番望ましいのではないかと考えております。

入江会長：その辺のプラットフォームができていて、維持管理のマネジメントをしている状況があるということですね。ほかにご意見は。

岩田委員：2点あります。会長のお話に関連してなんですが、今、市の方でも手一杯で、技術レベルが高い人が限られている。今の会長のお話を進める上で、具体的に現実性があるものは、今、ここで私は一つしか思いつかないのですが、一つは公園協会の中に特別な部署を作らせて、1人か2人で立ち上げれば良いと思うのですが、そのような受け皿の整備が可能かどうか。準備させるのは、簡単な方法としてできると思うのですが、これを誰にやらせるのか。当然、学術レベルがある程度高く、市の行政のことを分かっている人が一番良いので、そうすると、元みどり担当で、今は手が空いている人がいますので、そのような人をお願いするしかないと思います。もう一つは、常盤山の森づくり事業の件です。実は常盤山ではもう10年以上色々と整備事業をやって、今の担当者は非常に学術レベルが高いので、かなり高度なことまでやっています。先ほど会長からもお話あったように、ある程度ボランティアをコーディネートするような意味での計画の立案も実行しています。私が首を痛めてしまい、この5年程度の間、市の職員と一緒に歩けなくなってしまいました。ある程度の平地ばかりですから、ちょっとした谷戸が多いのですが、特にこの中に出てきていないことで、実はもっと大きな問題がありまして、先ほど課長から、温暖化の影響が非常に大きく鎌倉で竹林が増えているとお話がありました。ゲリラ豪雨、集中的な雨は、竹林に有利です。タケは水の塊と言ってもよく、水のダムのようになっています。これをいかに絶つかということ、まず考えなくてはいけない。それから、いかにそれを除伐してそれをうまく処理し、しかも、本来の鎌倉の緑の質を向上するのにふさわしいような植生、群落にどのようにして誘導するか、色々と試して、それが試行錯誤してうまくいったりいかなかったりします。うまくいかないのはなぜかという、台風の影響で、途中までうまくいったのに木が倒れてしまうなど、色々なことがあります。当然、それも自然ですので重要な経験です。そのようなことをやっているの、様々な場面で、なかなかこの数字には乗りにくいと思います。はるかに難しいことやっていますので。

入江会長：ありがとうございます。今後の検討課題に少し上げていければいいと思います。

植木委員：先ほどから、活動するにあたってのノウハウや、業者さんへの指導のお話があり

ました。緑のネットワークにしても、質の向上にしても、単年度でできる話ではなく、日々、また年ごとの積み重ねで達成できるものだと思います。ボランティアの皆さんは、ずっと続けておられるので、ある程度積み重ねてこられた知識などがあり、良いと思うのです。しかし、市から業務を受注した業者は、単年度ごとの入札で変わります。具体的に言うと、私の家の近くの浄明寺緑地では、去年や一昨年、ここ3年ぐらいは、多分同じ業者で、今年は新たな業者に変わりました。草刈の仕方が今までと全く違うようになってしまいました。私がいなくて日中に作業が入って、その後、家に帰って「あれっ。今までと違う。」とびっくりしてしまいました。今までの仕方が良かったかどうかは別ですが、違うということに問題があるのではないかなと思います。確かに、こと細かな指示はできないと思います。また、この常盤山緑地のように特別なところは手厚くやっていただけるかもしれませんが、ほとんど浄明寺緑地のようなところが多いと思います。そういったところも、市としての方針や、あとは場所に応じて、大まかでもいいので特性的なものに合わせる、また、これまでの経緯とかも、やはり引き継いでいていただきたい。今まであった風景と変わってしまうということでは、また一から始めることになってしまうので。緑は残っていますし、別に禿山になったわけではないですが、それだけでは緑の質の向上には繋がらないのではないかと思います。お手間がかかるところ、申し訳ないとは思いますが、せつかくの議論の場ですので、お願いをしたいというふうに思います。

岩田委員：今の植木委員からの件に関して、多分、事務局からは回答しにくいと思うので、私の方から話をします。常盤山では色々なことをやっているのですが、その中でエリアを区切って、様々な業者が入札で受注します。複数の業者が入ることによって、ほとんど造園業者ですが、造園業者が普段やっているような仕事とは全く違う仕事をしてもらうことになるので、緑地の維持管理にはどういう配慮が必要か学んでもらう場にもなっているのです。ですから、色々な業者が来てくださると、私が横から言って、様々なことに詳しくなっていくことが可能になるので、その重要な機会にはなっています。植木委員のご自宅近くで作業したような人、末端のところまで浸透しているかという、おそらくそうではないと思います。そういうのはなかなか難しいですけど、事業者に対しても普及を図るとするのは、森づくりや適正整備事業の大きな効果の一つであり、今後も心してやっていこうと思いますので、ご容赦ください。

入江会長：ありがとうございます。私は、そういった造園業者、あるいは発注する市や、市民とか、そういった方々、皆さんが知恵を出し合って緑の維持管理に務めていくのだと思います。もちろん岩田委員が言われるように、色々な業者の方々がいらっしゃいますので、それでもお互いが学び合って、緑地の質を良くしていく、同じ目標に向かっていくような形になればいいと思います。そのプラットフォームづくり

を、市の方でもやっていくということもあるでしょうし、場合によっては三者で話し合う機会が、その時期があるのかもしれませんが。追々、時期や場所に応じてやっていくことかと思っております。時間も過ぎてしまいました。概ね1時間以上、皆様からご意見やご質問等いただきました。最後に意見等あればお願いいたします。

岩田委員：二点あります。まず一つは、CO₂の関係ですが、環境省の方から考え方が出ているので、そのまま引き継いでいいと思うのですが、本来、二酸化炭素だけを指標にすることは大間違いであって、二酸化炭素よりはるかに問題なものがいくつかあります。例えばメタンが全然入ってこない。メタンは、二酸化炭素と比べたら10倍以上の効果があって、当然、考えなくてはいけないものです。例えば、緑地や公園では、湿地やため池の維持管理が問題です。ため池の維持管理では、私は7月に水抜きをしましたけれど、水を抜けばメタンガスが出てくる。これを溜めておくわけにはいかない。本来は、どこかへ貯めておいて有効利用する方が良いとも言えるかもしれませんが。温暖化という考え方でいうと、緑地の維持管理をすることによって温暖化を進めてしまうことは、当然起きています。先ほどから出ています、1)の①のところなど。枯損木を処理すれば、当然、埋蔵されているCO₂が分解されて排出されることになります。これは二酸化炭素が放出されるため、マイナスの影響になるはずですが。常盤山では基本的には、民家に接していない限り枯損木はそのままにして、なるべくCO₂をそのまま保持する形にして、それによって枯木にしか集まらない、例えば温暖化の影響でクチキコオロギという日本最大のコオロギが増えていますが、その生息環境ができる。キツツキや同じような枯れ木を利用する生きものが出てきます。枯れ木一つが小さな生態系を構成しています。その意味でも、色々配慮しなくてはいけないことがあります。その意味で、やはりCO₂だけに偏って考えるのは、かなり危険だと私は考えています。それから、例えばCO₂も重要なのですが、逆に嫌気性の条件下だとあまり関係が無いことが、好気性の条件下だと酸素を消費します。どれだけ酸素を消費しているかを、やはり念頭に入れて考えなくてはいけない。この辺は、ではどうやって具体的に数値化するのか、それはまた大きな問題になってくるのですが、やはりそういったもの、数値化できないものにも配慮した、選択肢を考えて、どうやって緑地の維持管理をするか、考えてなくてはならない。例えば水田の維持管理の仕方も当然変わってくるわけです。農耕地の体験や畑の維持管理、それから維持管理ボランティアの方が森林で伐採した後、その後の処理の仕方をどうしたらいいのか。すぐに分解させないで、時間をかけて分解する方法がいいのか。我々が今まで考えたことと違う結果になるかもしれないですし、その辺はみんなで工夫していくのが一番良いかと思えます。特にタケの場合はやはりタケ特有の化学物質が出てくる関係もあって、なるべく分解を早めるよう工夫しているのですが、タケ以外、例えば草や樹木は、どのような処理の仕方がいいのか、今後の大きな課題になると思えます。森づくり事業の一

つの指針として、テーマとして残していくといいかと思えます。

入江会長：この鎌倉市のみどりは、審議会への報告を経て内容を確定していくわけですが、今後1週間程度を目途に、追加のご意見等があれば、事務局にお寄せいただくような形で報告としてまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。できる限り、ご意見を反映していただければと思います。それではこの報告事項についての質疑を終了いたします。

続きましてその他の報告事項で(1)ですが山崎・台峯緑地(都市緑地)の基本設計に係る進捗状況について、事務局よりお願いいたします。

2 その他報告事項 (1)山崎・台峯緑地(都市緑地)の基本設計に係る進捗状況について

水谷職員：それでは、「山崎・台峯緑地(都市緑地)の基本設計に係る進捗状況について」説明いたします。みどり公園課整備担当の水谷と申します。本日は宜しくお願いたします。お手元に配布しておりますのは、基本設計確定版になります。適宜、ご覧ください。

まず、「山崎・台峯緑地(都市緑地)の基本設計確定について」説明いたします。令和7年1月10日に開催した緑政審議会において、基本設計(素案)について説明させていただき、各委員の方々から大変貴重なご意見等を伺いました。各委員の方々からのご意見等は、基本設計(案)に反映できるものは反映し、維持管理に関する内容や開園するまでの課題、実施設計で検討する内容については今後、取り組んでいくこととしました。

次に前回の緑政審議会でもいただいたご意見を基に修正を行った箇所を説明いたします。基本設計確定版の17ページをお開きください。最初に山崎・台峯緑地の維持管理について、過去に策定した基本構想、基本計画の維持管理の考えや方針を理解したうえで検討を進めるべきとのご意見をいただきました。よって、基本設計の17ページ左側に「3.9 維持管理の検討」の項目を追加し、【維持管理方針】として、「市とボランティア団体と指定管理者の三者協議の体制づくりを検討します。」「三者協議では、基本構想や基本計画の考え方に基づき、具体的な維持管理等の内容について話し合います。」と維持管理等の検討の進め方について記載しています。具体的な検討項目として、【維持管理の項目例】に①斜面樹林地の保全管理、②耕作放棄地の環境再生、③尾根道の樹林地の保全管理、④桜の古木の保全の4つを検討項目の例として挙げています。こちらの項目は平成19年に策定した基本計画の「樹林地等の保全管理」に記載されている内容を準拠しています。

17ページ右側から21ページに基本構想と基本計画で定めた維持管理の考え方や方針を掲載しています。この内容を基に三者協議の場で具体的な維持管理の検討を進めることとしています。

また、緑政審議会の中でボランティア等による過度な維持管理に関するご意見も

ありましたので、そのような課題についても三者協議の中で共有できればと考えています。

現在管理上の課題と捉えている緑地内での自転車やバイクの乗り入れについても、同項目内に「供用開始前に、自転車や二輪車の通行条件を整理します。」と記載し、三者協議の中で併せて整理するものと位置付けています。

次に、公園利用者への注意喚起やマナー周知について、QR コード等の活用を検討するようご意見をいただきましたので、案内板等の仕様やデザインについては今年度実施する実施設計策定業務の中で検討を進めていきます。

最後に、基本設計の説明資料について、表現の仕方を検討し、市民にとって分かりやすい資料としてほしいとのご意見をいただきましたので、基本設計 10 ページに追加しました階段・柵の素材比較表のとおり、実際に設置した場合のイメージが想像しやすいよう各施設の設置イメージ図を掲載しています。今年度の実施設計についても、イメージ図や写真、数値等を活用し、市民の方にご理解いただけるよう資料の作成に努めてまいります。

以上が、緑政審議会でもいただいたご意見を基に修正を行った内容となります。

前回の緑政審議会後に、基本設計（素案）を修正した基本設計（案）を入江会長にご確認、ご了承いただき、令和 7 年 1 月 23 日に鎌倉市ホームページで公開し、意見募集を同年 1 月 23 日から 2 月 12 日まで行い、併せて市民説明会を 2 月 5 日に開催しました。意見募集期間に提出された意見書は 10 件、市民説明会の出席人数は 31 名でした。基本設計（案）に対する意見としては、概ね施設の設置についての検討は賛同が得られたものと認識しています。一方で、階段、柵の材質やサインの検討における視認性の向上などに対するご意見も挙がっていることから、今後の実施設計で詳細について詰めていければと考えています。また、維持管理についての意見が多く挙がっていましたので、先程ご説明した三者協議の場で地元のボランティア団体との意見交換を行い、維持管理の方針についても決めていければと考えています。その後、基本設計（案）を基本設計確定版に更新し、令和 7 年 3 月 21 日から市ホームページで基本設計確定版を公開しています。

次に基本設計確定版の概要を説明いたします。

業務概要や基本設計の方針等については前回の緑政審議会でも説明した基本設計（素案）から変更ありませんので、説明を割愛させていただきます。

基本設計確定版の 16 ページをお開きください。

基本設計の内容について、全体計画図を追加し、緑地内に設置する施設の位置とイメージ図を掲載しています。

最初に南北と東にある 3 箇所緑地の入口には、緑地全体の図面や利用方法を掲載する入口案内サインと「山崎・台峯緑地」の名称を掲示する園名サインを設置します。赤丸で表記している箇所は今後設置する箇所、青丸で表記している箇所は既

に設置している箇所になります。

次に、青線を表示している主動線の分岐部分には、行先がわかるよう誘導サインを設置します。こちらは案内サインと同様、赤丸で表記している箇所は今後設置する箇所、青丸で表記している箇所は既に設置している箇所になります。

次に、青の長点線を表示している2箇所は急勾配やぬかるみがあり、通行に支障のある傾斜路となっているため、当該箇所には階段を設置します。階段の設置イメージ図を全体計画図の右上に掲載しています。

次に、緑の点線を表示している1箇所は現状で仮設の柵が設置されていますが、老朽化等により破損していますので、当該箇所については転落防止柵を設置します。ページ右側中段には転落防止柵の設置イメージ図を掲載しています。

紫の点線については、既に柵が設置されている箇所であり、老朽化や破損等を受けていないため、現状の施設のまま活用することとしています。

次に、当緑地の外周部に点在している赤枠とオレンジで着色している7箇所は、崖面が私有地や道路に隣接しているため、家屋や通行者等に落石の被害が生じないように落石防護網を設置します。

最後に、赤の点線で表記している展望広場については、素案の段階ではベンチや水飲み、解説サインの設置を検討していましたが、当該広場については、現状の環境や景観を保全してほしいとのご意見を多くいただきましたので、当該広場の施設整備は行わない方針です。ただ、現在設置されている自然木のベンチについては老朽化等の課題がありますので、緑地内の発生材を活用して更新する等の検討を進めます。その際の設置位置や材質等についてもボランティア団体と協議しながら対応する方針です。

施設整備の設計内容については以上となります。

先程ご説明しました17ページの「3.9維持管理の考え方」と合わせて基本設計(案)の段階で公開し、市民説明会及び意見募集を実施しました。いただいたご意見等から概ねの賛同を得られたと認識しましたので、基本設計(案)の内容から大幅な修正は行わずに文言等の微修正に留め、基本設計(確定版)を策定したものです。

次に、「現在進めている実施設計策定業務について」説明いたします。

令和6年度に策定した基本設計をベースに、令和7年度は、より詳細な設計内容を確定するため、実施設計の策定を進めています。

令和7年7月18日に一般競争入札により請負業者と契約を締結しました。

現在は、基本設計で定めた前提条件の整理を行っており、実施設計(素案)の策定に向けて作業を進めています。実施設計の策定においても、実施設計(素案)が出来上がった段階で意見募集と市民説明会を実施し、市民の方からの意見を聞く機会を設ける予定です。その後、いただいた意見を踏まえて実施設計(案)を策定し、案についても素案同様、意見募集と市民説明会を行う予定です。実施設計(確定版)

の策定については、令和7年度内に策定する予定で事務を進めています。

次回の緑政審議会において、実施設計（案）についての説明と、案に対する市民説明会での意見や意見書の内容について報告させていただく予定です。実施設計策定以降のスケジュールは、令和8年度に実施設計の内容を基に施設整備費の予算要求を行い、令和9年度から令和10年度にかけて施設整備を実施、令和11年度の都市公園供用開始を目指して事業を進めてまいります。以上で、説明を終わります。

入江会長：基本設計のとおり、前回の緑政審議会での意見を基に修正を行って、今年度の実施設計を進んでいるとのこと。引き続き確実に進めていただきたいと思います。特にご意見はありますか。

岩田委員：3点ほどあります。まず一つは、最後の22ページのところで、令和11年に供用開始の予定となっていますが、多分、前回も指摘したと思いますけども、基盤整備の面で課題がまだ残っているが、資料の中に記述がありません。鎌倉市の場合、例えば夫婦池公園でモニタリング調査を行いましたけども、上のところの堤体がだいぶ傷んでおり、ブルーシートで補強してあります。元々、そこも堤体の設計上の課題があり、池の堤体の設定は、工事自体にも若干問題があり課題が残ってしまう。台峯の現状では、台風の影響もありますが、谷戸池の場合、下側に水が溜まっていて、堤がどんどん緩んできています。今後、強度的な問題も出てきますため、供用開始前までに、その基盤整備に問題があるところを解消するのは、当然の義務だと思っています。多分、その予算化がかなり難しいのではないかと、果たして予算化の見通しが立つのかどうかを心配しています。細かなところでは、4ページのところで、既にベンチなどが整備されています。既に整備したものの施設に対して、評価がどうなのか。利用率や利用状態に関して、私はいくつかの問題を把握しています。例えば、公園協会の方が巡回された際には、水洗に多少問題があるという報告を受けています。現地の方が実施したベンチの設置の仕方は、果たして適切なのでしょうか。例えば、山崎小学校のところにベンチを設置しましたが、そこは日当たりが良く、今の時期だと、暑くて座っていただけませんでした。そのように、果たして、利用者のことを考えて設置しているのかどうか、もう1回フィードバックし、見直されてもいいように思います。続いて、細かな話になりますが、10ページのところで、今まで広町緑地や夫婦池公園、特に浄明寺緑地が一番ひどい状況です。そこでの経験が全く生かされていない。このような自然の道具を使うにしても、階段の設置の仕方は駄目だったと分かっているのに、また同じものを出してきた。なぜ駄目なのかは分かっていないと思いますが、まず、現状を担当者が自分で見に行かないと駄目です。何が起きているのか、特に雨が降るときに水の流れがどのようになっているかをチェックしていない。例えば、この自然ののり面の右側のところは、完全に水が流れ落ちますので、路面が崩落します。多分、数年で駄目になるでしょう。この

ような場所の植生を、どのように誘導した方がいいのか。一番簡単なのは、階段のところ、これだと2本横渡していますけど、その上のところにVの字型に切り欠けを入れる方法があります。そこから水が流れ落ちますので。今の状態だと、必ず向かって右側から水が流れ落ち、どんどん洗掘していきます。ところがVの字にしておけばそこから水が流れ、あとは両側に粗朶や何かを置いておけば、逆に中央に堆積する方向になりますので、そこを来園者が歩いてくれればどんどん踏み固まります。経年劣化をするのではなく、歩けば歩くほど踏み固まってくる。そのような、利用者を利用して整備あるいは維持管理する方法、手法を考えないと駄目です。そうしないとせっかく整備しても、すぐにまたメンテナンスで無駄なお金と時間を費やすことになりますので、ぜひその辺を考えて、設計の細かなところを見直してください。以上です。

入江会長：ご指摘ありがとうございます。工事業者目線ということと、雨水対策というようなことの御配慮が必要ではないかというご意見かと思えます。今後、実施設計を進めていく上で、引き続き、そういった視点も含めて、検討いただければと思います。それでは次回の日程等について、事務局よりお願いいたします。

2 その他報告事項 (2) 次回開催日程について

田中次長：次回の審議会開催は来年1月23日の委員改選前に実施することを考えております。目安としては新年明けてすぐの開催を検討していますけれども、改めて日程調整のご連絡をさせていただきたいと思えます。

入江会長：それでは次回の開催日程については、来年1月初めの開催を検討しているということですので、後日、事務局から各委員に日程調整の連絡がいくとのこととあります。よろしくお願いいたします。それでは本日の議題の最後となりますが、本日の確認事項を事務局よりお願いいたします。

2 その他報告事項 (3) 当日確認事項の確認

田中次長：本日の審議会の日時については、令和7年7月31日(木曜日)15時から16時57分まで、場所は鎌倉市役所本庁舎2階全員協議会室です。議題としまして、(1)前回会議録の確認会議録を配布し、委員の確認をもって了承をいただいた。(2)令和6年度緑政実績については、審議事項として、計画指標の項目については、委員の意見を反映することとし、修正案の確定については会長一任とさせていただきます。報告事項である事業報告については、内容についておおむね了承いただきました。その他としまして、山崎・台峯緑地の都市緑地の基本設計に関わる進捗状況について、事務局から進捗状況の報告と今後の予定について説明を行いました。(2) 次回開催日程については、後日、日程調整することとしました。

入江会長：本日の確認事項としては以上となります。委員の皆様におかれましては申し上げ

た内容でご了承いただければと思いますがご意見等はございますか。特にご意見なければ本日の確認事項について了承いただいたということによろしいでしょうか。それでは本日の緑政審議会は、これで終了したいと思います。